

Ⅸ 農 畜 産 物 流 通 の 部

解 説

この項には、「青果物卸売市場調査」、「畜産物流通調査」の結果から青果物及び畜産物の流通に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 青果物卸売市場調査

この調査は、青果物の流通改善対策、価格安定対策等に資することを目的とし、全国の主要な青果物卸売市場の卸売会社を対象に、卸売数量、卸売価額等について電磁的記録媒体の提供、またはオンラインによるデータの収集等により実施しています。

(2) 畜産物流通調査

ア と畜場統計調査

と畜場における豚、牛及び馬のと畜頭数を把握することにより、各畜種の生産、出荷の実態を明らかにし、各種畜産施策を円滑かつ的確に推進するための資料を整備することを目的に実施しています。

イ 食肉卸売市場調査

この調査は、食肉の取引を行っている卸売市場の枝肉取引成立頭数、取引重量及び取引価額等を把握することにより、各畜種の流通実態を明らかにし、各種畜産施策を円滑かつ的確に推進するための資料を整備することを目的に実施しています。

ウ 鶏卵流通統計調査

この調査は、全国の主要な鶏卵集出荷機関における鶏卵の生産量を把握し、鶏卵に関する生産及び出荷の調整、価格安定の各種施策の基礎資料とすることを目的に実施しています。

なお、平成27年調査から、「生産量」のみの公表となりました。

エ 食鳥流通統計調査

この調査は、食鳥処理場における食鳥の集荷量を把握することにより、食鳥の生産・流通実態を明らかにし、各種畜産施策を円滑かつ的確に推進するための資料を整備することを目的に実施しています。

なお、平成27年調査から、調査の対象を「全ての食鳥処理場」から「年間食鳥処理羽数が30万羽以上の食鳥処理場」に変更しました。

2 定義及び用語の解説

(1) 青果物卸売市場調査

青果物卸売市場統計における主要都市は、次のいずれかに該当したものです。

ア 中央卸売市場が開設されている都市

イ 県庁が所在する都市

ウ 人口20万人以上で、かつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万t以上の都市

なお、アの中央卸売市場が開設されている都市については、中央卸売市場のすべての卸売会社を調査対象としています。

また、イ及びウの都市については、年間取扱数量の多い順に都市の80%をカバーするまでの卸売会社を対象としています。

(2) 畜産物流通調査

ア と畜場統計調査におけると畜頭数

と畜場において食用に供する目的でと畜された頭数をいいます。

イ と畜場統計調査における枝肉生産量

都道府県別と畜頭数に、と畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量及び食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出しています。

ウ 鶏卵流通統計調査における生産量

食用、加工用、種卵、自家消費等として生産された鶏卵の数量をいいます。

エ 食鳥流通統計調査における肉用若鶏・廃鶏

肉用若鶏は原則としてふ化後3か月未満の鶏で食用に供するものをいい、一般的には「ブロイラー」といわれるものです。また、廃鶏は採卵及び種鶏目的の鶏で廃用されたものです。

3 利用上の留意事項

(1) 青果物卸売市場調査は、暦年で表章しています。

(2) 畜産物流通統計は、すべて暦年で表章しています。